

意見第 2 号

OTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書

上記事件について別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 8 年 7 月 2 日提出

飛驒市議会議長 澤 史 朗 様

提出者 総務常任委員会委員長

高 原 邦 子

ＯＴＣ類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書

ＯＴＣ類似薬の追加負担に関する改正健康保険法が、2026 年 5 月 29 日に国会で成立した。これにより市販薬と同じ成分の 77 成分 1100 品目の処方薬について、患者に通常の窓口負担とは別の追加料金を支払わせる新制度が導入される。

その対象とは、解熱鎮痛剤、抗アレルギー薬、皮膚疾患に用いられる保湿剤など、日常的かつ継続的に使用される薬剤で、これらの薬剤は、花粉症、慢性的な痛み、皮膚疾患などに對し、市民の生活の質を維持するうえで重要な役割を果たしている。

政府は改正の理由を、市販薬を利用している人との公平性や、現役世代の保険料負担の軽減としている。しかし改正による現役世代の保険料軽減効果はわずか月額 33 円、一方患者の窓口負担は 1.5 倍となる。

追加負担の導入は、必要な受診や服薬を控える要因となり、症状の悪化や重症化を招く恐れがある。とくに高齢者が多く医療機関への移動にも負担が生じやすい地域においては、わずかな負担増であっても受診控えにつながり、結果として入院や介護の必要性が高まれば、医療費や介護費の更なる増加を招くことになりかねない。

さらに今回の改正は、一部の薬剤費の問題にとどまらず、保険診療の中に通常の自己負担とは別の保険外負担を持ち込むもので、今後その対象が他の薬剤、検査、治療などへ拡大されれば、必要な医療を経済的理由で受けられない人を増やし、国民皆保険制度の理念を損なうことが懸念される。

医療費の適正化は重要な課題である。しかし、それは必要な医療へのアクセスを妨げる形ではなく、重症化予防、服薬管理、重複処方の見直し、地域における健康づくりの推進など、国民の健康を守る方向で行われるべきである。

よって、いま厚生労働省は 2027 年 3 月の実施に向け準備を進めているが、すべての国民が必要な医療を安心して受けることができるよう、政府においては、ＯＴＣ類似薬をふくむ医療用医薬品の追加負担を導入しないよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 2 日提出

飛 驒 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長